

令和2年4月3日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

練馬区は、3月30日、区立小中学校を4月の新学期から再開することを公表しました。しかし、東京都では依然として新型コロナウイルスの感染者が増え続けており、感染経路不明者の増加や感染者の若年化などの傾向もみられ、感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況にあります。政府の専門家会議は4月1日、東京など「感染拡大警戒地域」は学校の一斉臨時休業を検討すべきとの新しい提言を行いました。

これを受け東京都は、同日、都立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定し、小中学校においても同様の措置を取るよう各区市町村に要請しました。

練馬区でも感染拡大が続いています。感染者は25名に達しました。そこで区は、これまでの方針を一部変更し、次のとおり取組を進めることとしました。

1 基本的な考え方

- ①引き続き、区民の皆様の命と健康を守ることを第一に対応してまいります。合わせて社会・経済への影響を最小限とするよう努めます。
- ②感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならないよう、対策を徹底します。
- ③区内患者数などの情報を公表することが、区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表してまいります。

2 具体的な対応策

- ①区立小中学校は、4月6日（月）から5月6日（水）まで臨時休業とします。ただし、入学式・始業式は、規模や内容等を縮小し、感染防止対策を講じた上で、予定した日程で実施します。
 - ②区立幼稚園、保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営しますが、感染を最大限予防するため、区立小中学校の休業期間中は、保護者の皆様に可能な範囲で登園（室）の自粛をお願いします。
 - ③児童館は、不特定多数の子供たちが大勢来館し、感染防止対策にも限界があるため、区立小中学校の休業期間中は休館とします。
 - ④区主催事業等については、4月中は原則、延期・中止とします。
 - ⑤美術館・図書館等について4月12日までの土日は休館とします。
 - ⑥区立施設の貸し出しについても、4月12日までの土日は休止とします。
- なお、④⑤⑥については、流行状況や国・東京都の対策方針に変化が見られた際など、必要に応じて4月12日を目途に見直しを行います。

3 区民の皆様へのお願い

感染者の爆発的な増加など、最悪の事態を回避するためには、今が極めて重要な時期です。当面の間、専門家会議が示した以下の4点について、ご理解ご協力をお願いします。

- ①不要不急の外出は控えてください。
- ②10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けてください。
- ③家族以外の多人数での会食などを行わないでください。
- ④都知事が記者会見で発言したとおり、若者の皆様にはカラオケ、ライブハウス、中高年の方々についてはバーやナイトクラブなど接待を伴う飲食店に行くことは控えてください。